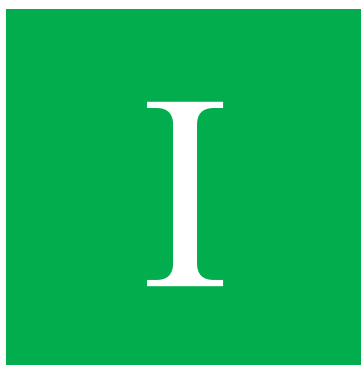




本 報 告 書 の 概 要

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書 （概要）

令和 3 年 7 月
最高裁判所事務総局

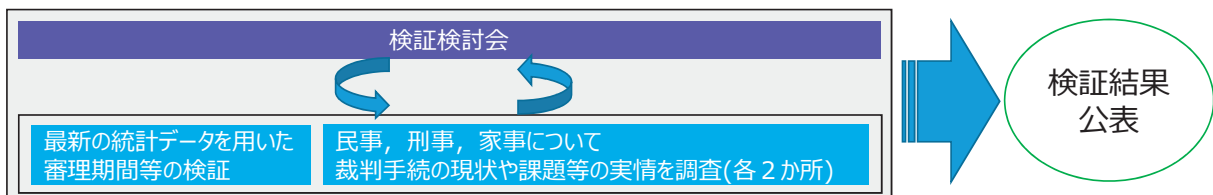
第 9 回迅速化検証について

● 迅速化検証について

裁判の迅速化に関する法律 8 条 1 項に基づき、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

【従前の迅速化検証】

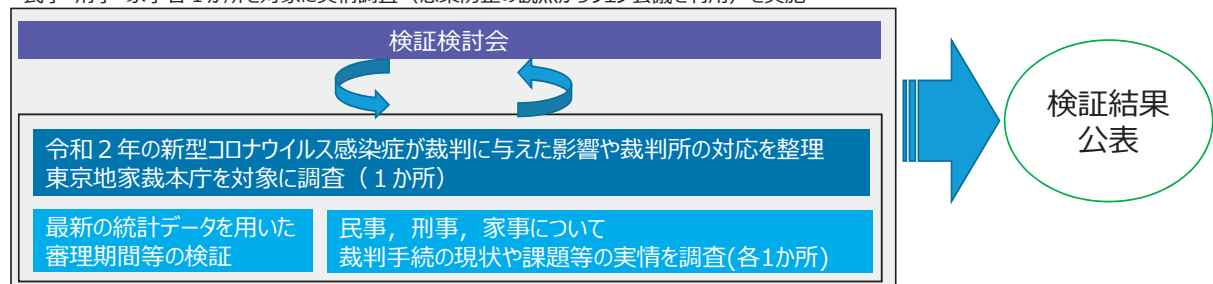
統計データを用いた審理期間等の検証と裁判手続の実情調査を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表



【第 9 回の迅速化検証】

新型コロナウイルス感染症感染拡大が裁判に与えた影響や対応状況を調査、整理した上で、従前の枠組みで検証を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表

※東京地家裁本庁でのコロナに関する影響・対応状況の調査、
民事・刑事・家事各 1 か所を対象に実情調査（感染防止の観点からウェブ会議を利用）を実施



《参考》 検証検討会委員について

座 長 山 本 和 彦 （一橋大学大学院法学研究科教授）

委 員 出 井 直 樹 （弁護士〔第二東京弁護士会〕）

 井 堀 利 宏 （政策研究大学院大学特別教授）

 畝 本 直 美 （最高検察庁公判部長）

 奥 山 信 一 （東京工業大学環境・社会理工学院教授）

 川 出 敏 裕 （東京大学大学院法学政治学研究科教授）

 小 林 篤 子 （読売新聞東京本社社会保障部長）

 平 出 喜 一 （東京地方裁判所判事）

 森 田 浩 美 （東京地方裁判所判事）

 山 田 文 （京都大学大学院法学研究科教授）

 横 井 弘 明 （弁護士〔第二東京弁護士会〕）

※ 令和3年7月1日現在（敬称略）

新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応

新型コロナウイルス感染症を巡る社会的事象と裁判所対応の全体像

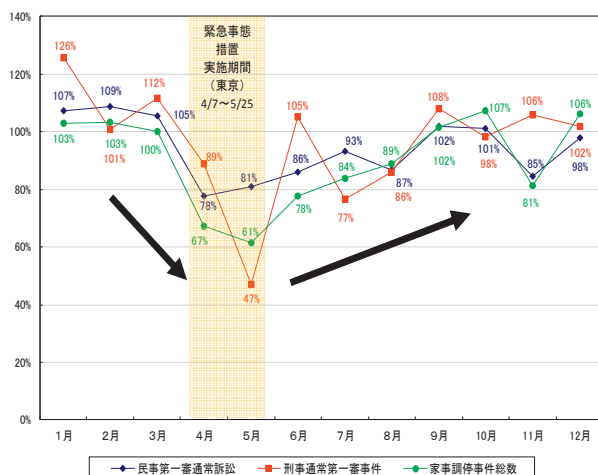
令和2年	社会的事象	裁判所対応の全体像
1月16日	国内で初の感染者を確認	● 感染拡大防止策 ・手洗い、咳エチケットの励行 ・マスク着用の推奨 ・傍聴席における間隔を空けた着席のお願い ・「三つの密」の回避 等 ● 期日の性質や当事者の意向を踏まえた期日の取消し
2月27日	内閣総理大臣、全国の小学校等の3月2日からの臨時休校を要請	
3月28日	政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定	
4月7日	緊急事態宣言 期間：5月6日まで 対象地：7都府県	● 感染が拡大していた特定警戒都道府県を中心に、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小
4月16日	緊急事態宣言、全国に拡大	
5月4日	緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長	● 事態の長期化に伴い、裁判手続の再開に向けた検討 ● 緊急事態措置の対象にならなくなった地域で、感染防止措置を講じ、地域の実情にも留意しながら、段階的な業務の再開
5月14日 5月21日	緊急事態措置の対象地の縮小	
5月25日	緊急事態解除宣言	
11月9日	新型コロナウイルス感染症分科会が、業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等を提言	● 最高裁において、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、裁判所の感染防止対策の在り方を整理・公表（マスク着用の徹底、傍聴席の利用制限の緩和等）
（参考） 令和3年 1月7日	緊急事態宣言 対象地：4都府県 （その後11都府県に拡大）	● 効果的な感染防止対策を実施しつつ 電話会議やウェブ会議の活用など裁判運営上の工夫等を行い、対象地域の裁判所でも、裁判業務を継続

令和2年の月ごとの事件の概況（東京地裁本庁，東京家裁本庁）

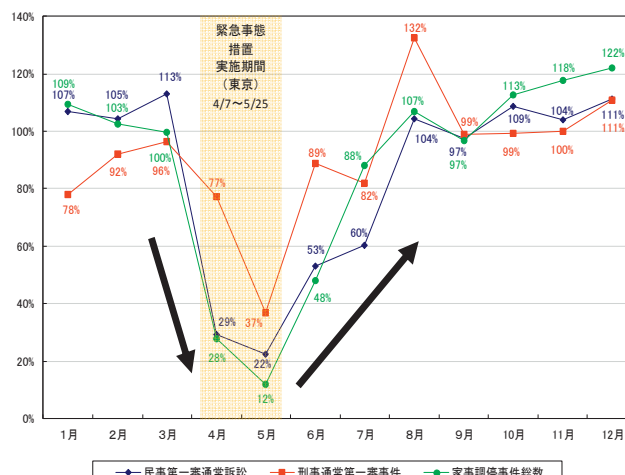
令和2年の新受事件数・既済事件数の前年同月比

- 緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月及び5月の統計）：緊急性の高い業務を除き，業務を縮小
⇒ 既済事件数：前年同月より減少（業務縮小の範囲の違いに応じて減少幅に差）
なお，新受事件数も前年同月より減少（受付業務は緊急事態措置実施期間中も継続）
- 緊急事態解除宣言後：感染防止策を講じながら段階的に業務再開
⇒ 既済事件数は令和2年6月から8月にかけて徐々に回復

各事件別新受事件の前年同月比



各事件別既済事件の前年同月比



東京地裁本庁及び東京家裁本庁における具体的な対応状況等

緊急事態宣言発出（令和2年4月7日）前

- 感染拡大防止策の実施
 - ・マスク着用推奨，体調不良理由の不出頭を不利益に取り扱わない措置，法廷の傍聴席の利用制限，「三つの密」の回避（狭い部屋の利用の回避）等
 - ・期日の性質，当事者の意向などを踏まえた期日の取消し
裁判員裁判対象事件：令和2年3月2日からの学校の休校要請を踏まえ，3月の期日の多くを取消し

緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月7日～同年5月25日）

- 裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小
 - ・緊急性の高い業務 ⇒ 継続
文書受付業務の他，
民事：保全事件，DV事件等
刑事：被告人が勾留されている公判事件等
家事：保全事件，子の引渡しや婚姻費用・養育費請求事件のうち，特に急ぐもの等
 - ・それ以外（民事通常訴訟，裁判員裁判対象事件，家事調停事件等） ⇒ 業務縮小（期日の取消し等）

緊急事態解除宣言（令和2年5月25日）後

- 感染防止措置を講じながら段階的な業務の再開，裁判運営上の工夫
 - ・民事：電話会議，ウェブ会議の利用，使用可能な法廷等が限られることを踏まえ期日充実への検討の機運の高まり
 - ・刑事：法壇におけるアクリル板の設置，広い評議室の使用等の感染防止策を講じながら裁判員裁判を実施
 - ・家事：電話会議の活用を含む，事案等に応じたメリハリをつけた調停運営等，調停の本質・利点に立ち返って調停運営の在り方を検討

検証検討会での議論（委員等の意見）

令和2年の月ごとの事件の概況について

- 新受件数について
 - ・民事事件について

緊急事態解除宣言後も、新受事件の回復が緩やかであり、感染拡大前の状況に戻っていない点について議論

➡ 緊急事態解除宣言後も、社会の動きがまだ十分に回復しておらず、弁護士への依頼のペースも鈍っているのではないか？その背景として、行政によるセーフティーネットが機能している可能性もあり、今後は予断を許さないのではないか
 - ・刑事事件について

緊急事態宣言中は、大幅に新受事件が減少している背景について議論

➡ 感染拡大地域所在の検察庁では、緊急事態宣言中、身体拘束中の事件の処理を優先的にを行い、在宅事件については早期処理の必要性の高いものに絞って処理をしていたことが背景にある
そもそも、緊急事態宣言中は、人の外出が抑制されたので、街頭犯罪の発生自体が減った影響
- 未済件数について

既済件数は令和2年8月以降、おおむね感染拡大前の状態に戻っているが、未済件数は緊急事態宣言前の状態まで至っていない

➡ この点について、既済件数を増やすことだけに囚われるのではなく、適正かつ充実した事件処理を行うことが大切であるとの指摘あり

新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について

- 令和2年4月の緊急事態宣言中に業務を縮小し、緊急性の高い事件に絞って事件処理を行った点について議論
- ➡ この点について、委員から以下のような指摘があった
- ・裁判所の業務は社会的に重要なものであり、裁判を止めることの影響は大きいことが明らかとなった
 - ・令和2年の緊急事態宣言時は新型コロナウイルス感染症の実態もよく分かっておらず、広めの対応をしたことはやむを得ない
 - ・令和2年の経験を生かして、今後は工夫をしながら乗り切っていくことが大事である

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて

- 今後の事件動向等について

新型コロナウイルス感染症の収束までにはなお一定の期間を要することが見込まれる

➡

 - ・今後の統計データの分析では、新型コロナウイルス感染症の状況や影響等に引き続き注意を払う必要
 - ・また、感染拡大の影響や生活様式の変化などに伴って、裁判所に提起される事件の類型や内容が変化する可能性にも配慮することが必要
- 審理の充実に向けた取組等について

民事・刑事・家事を問わず、適正迅速かつ充実した審理のために認識共有が必要であり、認識共有のためのコミュニケーションをいかに図るかといった課題に取り組んできた

➡

 - ・外在的な制約が大きくなり、迅速・充実した審理のための認識共有というこれまでの課題がより浮き彫りに
 - ・他方、感染拡大防止を図りつつ、裁判機能を維持するため、様々な工夫や取組が進められていることも明らかに

➡ 今後、新型コロナウイルス感染症を契機とした課題や取組等の状況にも注視しながら、迅速・充実した審理に向けての課題を検証していく必要

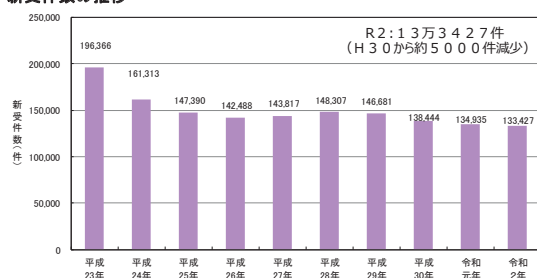
地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件全体の概況

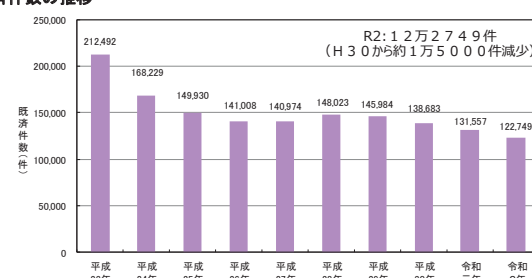
新受件数及び既済件数の推移

- 新受件数はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少
 - 既済件数もほぼ同様の推移
- (※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる)

新受件数の推移



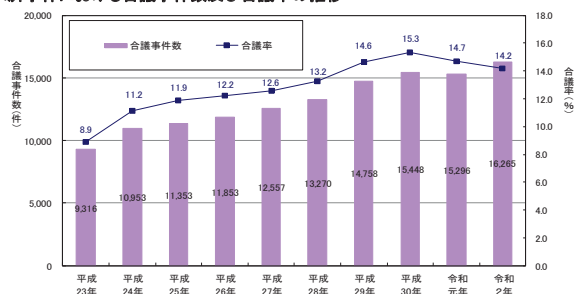
既済件数の推移



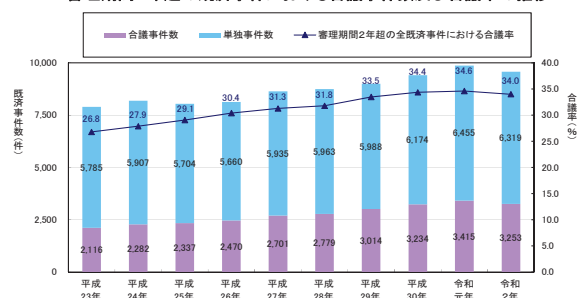
合議事件の状況

- 未済事件・審理期間2年超の既済事件の合議率は増加傾向にあったが、近年は若干減少
 - 未済事件における合議事件数は増加傾向、審理期間2年超の既済事件における合議事件数は増加傾向にあったが、令和2年には若干減少
- (※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる)

未済事件における合議事件数及び合議率の推移



審理期間2年超の既済事件における合議事件数及び合議率の推移



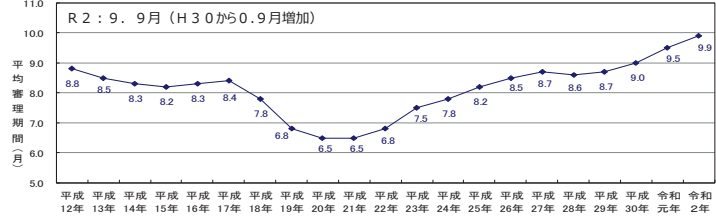
民事第一審訴訟事件全体の概況

平均審理期間の推移

- 平均審理期間は近年再び長期化傾向にある
- ・平均審理期間は、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、その後はほぼ横ばいに推移したが、近年は再び長期化

（※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われる）

平均審理期間の推移



手続段階別平均期間及び係属期間2年超の未済事件の割合等の推移

- 争点整理期間が長期化傾向にある

・手続段階別に平均期間を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始まで（争点整理期間）の平均期間が長期化
R2：15.3月（H30から1.2月増加）

・訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間も近年長期化の傾向
R2：3.1月（H30から0.3月増加）

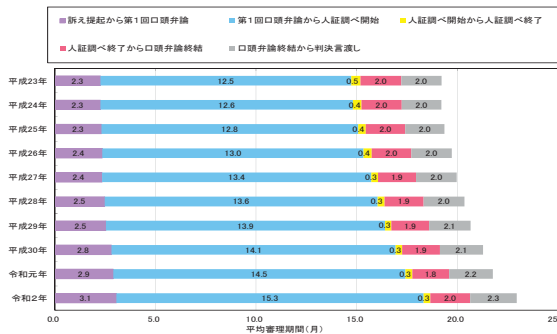
- 係属期間2年超の未済事件は増加傾向にある

・係属期間2年超の未済事件の数及び全未済事件に占める割合は、おおむね増加傾向
R2：1万2267件（H30から約3000件増加）

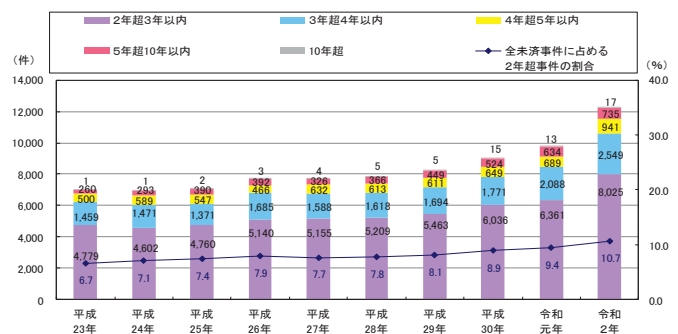
R2：10.7%（H30から1.8%増加）

（※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる）

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



民事実情調査の結果

（小規模の地方裁判所本庁1庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情）

争点整理手続の充実

期日間の準備の実情

- 在るべき姿
 - ・準備事項を踏まえた提出期限の設定
 - ⇒ 代理人は必要な準備（依頼者本人との面談、作成した準備書面の確認等）を行い、期限内に準備書面を提出
 - ⇒ 相手方及び裁判所は提出された準備書面を踏まえて事前準備を十分に行った上で期日に臨む
- 実情
 - ⇒ 代理人は、予定どおりに準備を行うことができず、期限どおりに提出できないことが少なくない
 - ・裁判所は、形式的に内容の薄い書面が提出されても意味がないとして、一通りの督促しか行っていない
 - ⇒ 相手方や裁判所は事前準備をできず、実質的な争点整理ができない

期日における争点整理の実情 ※特に単独事件

- 一定の取組は行われているものの、裁判所・当事者間の認識共有は不十分
 - ・争いのある事実・ない事実の切り分け、証拠の重みを確認する議論が不十分
 - ・対立が激しい事案については、裁判所は着目点を何となく分かる程度に言及するに止めることもある
 - ・裁判官は質問の理由を必ずしも十分に説明せず、代理人からも理由を尋ねていない
 - ・ノンコミットメントルール下での議論が行われていない
 - ・代理人としては、裁判官の質問に答えられないことが多い
- 実質的な争点の確認・記録化は不十分

裁判所：争点の確認は口頭で十分できており、記録化は不要（尋問事項と陳述書の内容を争点に沿わせている）

代理人：争点の確認・記録化は不十分

 - ・裁判官は、調書に争点を記載することはほとんどなく、仮に記載するとしても有益な記載はない（例：交通事故で争点は「事故態様」とのみ記載）
 - ・裁判官がどこに着目しているか分からないまま尋問となり、判決を読んでようやく着目点がかかるということもある
 - ・裁判所からの争点整理案の提示と代理人による修正を通じて裁判所の認識を把握した経験がある弁護士もいるが、そのような経験がない弁護士も多い

争点整理を充実させるための庁・会としての取組

- ・裁判所：内部での意見交換、弁護士の有志との意見交換などの一定の取組
- ・弁護士会：裁判所との意見交換に出席していない弁護士にその結果が還元されていないなど、組織的な取組がなく、弁護士の側に浸透していない ⇒ 取組の効果が十分に発揮されていない

民事実情調査の結果

(小規模の地方裁判所本庁 1 庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情)

合議体による審理の現状と課題

合議体による審理の実情

- 合議に付されるべき事件は適切に合議に付されている
 - ・ 合議基準の設定
 - ・ 新件を部内で検討する際に、①明らかに合議相当、②明らかに単独相当、③判断に迷うとの分類を行って検討
- 合議に付したことにより審理が停滞することはない
 - ・ 合議に付したことによって、かえって事件の審理が停滞する問題は生じていない
 - ・ 合議に付して裁判長が争点整理をしたところ、事件の審理が進んだ
- 充実した争点整理の実施
 - ・ 審理の早い段階から、争いのある事実・ない事実を切り分ける
 - ・ 争点整理の終盤には、主張整理表を作成して調書に添付

合議の充実・活用を図るための庁としての取組の実情

- ・ 裁判所において、裁判体の構成員の間で充実した合議を行うことができるかについて、各種の取組を検討
- ・ 裁判所・弁護士会の有志との間で意見交換会を実施
- ・ 他方で、弁護士会内部では、特に合議事件についての意見交換は行われていない

新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 令和 2 年 4 月・5 月には、一定の類型の事件を除き、民事裁判の全ての期日を取り消したが、同年 6 月末以降はほぼ通常どおりの業務態勢に戻った
- ・ 業務再開の際は、早く進行させるのが望ましい事案から再開
- ・ 再開後、期日を開かずに審理を進める又は民事調停法 17 条に基づく決定を活用して終局させる工夫
- ・ ウェブ会議の方法による協議は、当事者の表情を含めてコミュニケーションができるので、電話会議より使いやすい

検証検討会での議論（委員等の意見）

争点整理手続の充実について

期日間、期日前準備の実情

- 期限までに準備書面が提出されないと、期日が空転し、審理予定が遅延する
 - ⇒ 利用者である当事者に迷惑がかかるという意識を法曹全体が強く持つ必要
 - 代理人：必要な準備期間を的確に把握し、期限を守る意識を涵養することが必要
 - 裁判所：督促の徹底、期限に遅れた理由を説明させる、場合によっては準備書面を陳述させないなど厳正な訴訟指揮も必要

期日における争点整理の実情

- 裁判所：判断枠組みが当然に共有されていると考えたり、踏み込んだ説明や心証開示は先入観があると受け取られることを懸念
 - ・ 期日において質問理由の説明が不十分となり、着目点も何となく分かる程度にとどめている
 - ⇒ 前提となる判断枠組みを共有できるよう明示的に議論した上で質問理由を丁寧に説明することが必要
 - ⇒ いずれかの当事者の味方をしていないことが伝わる議論が必要

争点整理を充実させるための組織的取組

- 弁護士会：実情調査対象となった小規模な単位会においても、一部の関心の高い弁護士以外には浸透していない
 - ⇒ 取組の効果を十分に発揮するためには、弁護士の側と認識が共有されることが必要であり、具体的な改善策の検討が必要

合議体による審理の現状と課題について

- 合議体による審理充実への積極的な取組により一定の成果が上がっている
 - ・ 合議体による審理により、裁判官の知見が集約でき、事件の見通しがつきやすく、多角的な観点からの意見により適切な結論を出せる
 - ・ 合議体による審理のメリットを利用者、弁護士に分かりやすく伝えることが必要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

- 感染症拡大の影響により、期日が非常に貴重となり、次回までに何を準備し、期日に何をするのかを意識するようになった
- 参考となる取組・工夫の紹介
 - ⇒ 書面による準備手続の活用、ウェブ会議、裁定和解、調停に代わる決定など

今後に向けた検討

争点整理手続の充実について

- 充実した争点整理のためには、各期日において何を議論するのかを明確にし、目的意識を持った期日の運営を心掛けることが必要
裁判所及び代理人が十分な準備をして期日に臨むことが不可欠
- 期日間準備の実情について
 - ・ 利用者である当事者のため、法曹関係者全員が期限は守られるべきということを強く意識することが前提
 - ⇒ 準備書面が期限どおりに提出されるようにするために、以下の点のほか、どのような方策が有効であるかを具体的に検討することが必要
 - ・ 代理人：準備書面作成のために必要な期間を的確に把握
 - ・ 裁判所：代理人に必要な期間を踏まえた提出期限、次回期日を定める
 - ⇒ 期限が守られていない場合の訴訟指揮の在り方について、以下の指摘を踏まえて、具体的な検討が必要
 - ・ 裁判所：準備書面を陳述させないことを含め、毅然とした態度を示すことが必要
- 期日における争点整理の実情について
 - ⇒ 裁判所と代理人との間での意思疎通を改善するために、あるべき争点整理の姿を踏まえ、以下の点を踏まえた具体的な工夫例等を検討
 - ・ 裁判所：前提となる判断枠組みを共有できるよう明示的に議論した上、発言の意図を丁寧に説明する
 - ・ 代理人：裁判所の発言の意図を確認する
- 争点整理を充実させるための組織的取組
 - ⇒ 裁判所における取組を継続するほか、取組が弁護士会全体に浸透するような具体的な改善策の検討が必要

合議体による審理の現状と課題について

- 合議体による審理を充実させる方策の積極的な取組に一定の効果
 - ⇒ 引き続いての取組が必要
 - ・ 審理の見通しが見つからないまま長期化する見込みの事件を早期に合議に付すため、部の実情に応じた付合議基準設定や棚卸し等の工夫が必要
 - ・ 合議体において適切に合議を行うための方策について、部を超えた情報交換を進め、各部・各庁の実情に沿った在り方の検討が必要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

- 審理運営の在り方に変化が生じており、こうした変化はIT化を見据えた審理運営の改善にもつながっていくもの
 - ⇒ 裁判官のみならず代理人においても、有用な運用を着実に定着させるため、意識をもって取り組む必要
 - ⇒ 法曹関係者は協力して、既存の審理運営の在り方にとらわれず、審理運営改善の方策を真剣に考え、取り組んでいくべき

地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況及び実情

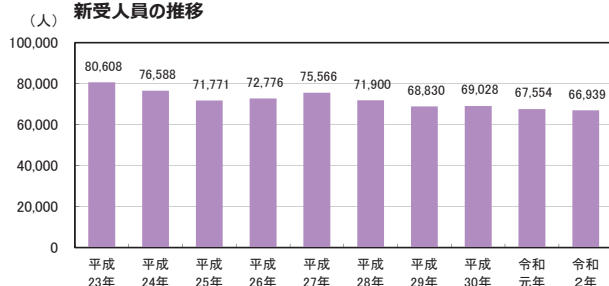
刑事通常第一審事件全体の概況

通常第一審事件全体

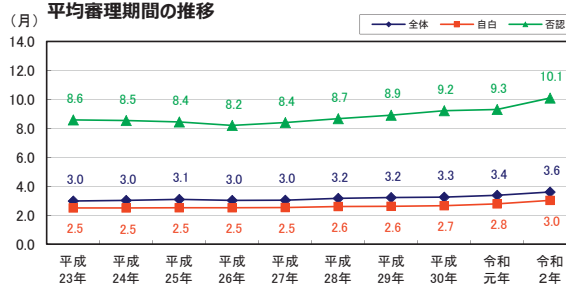
●新受人員 6万6939人（H30から約2000人減少）

●平均審理期間 3.3月（H30）→ 3.6月

新受人員の推移



平均審理期間の推移

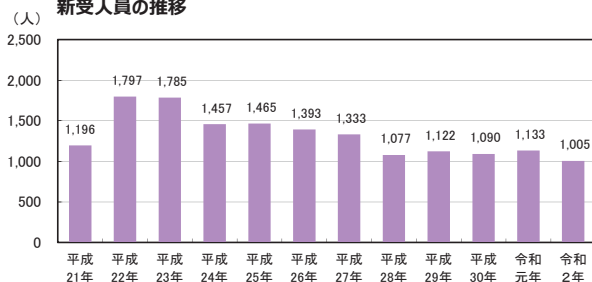


裁判員裁判対象事件

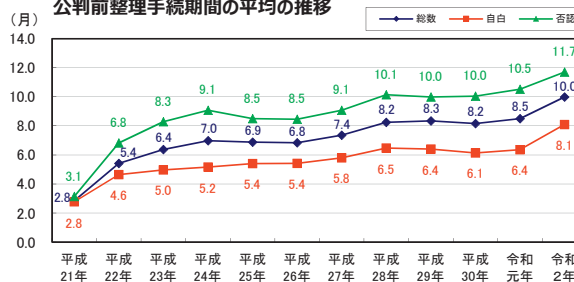
●新受人員 1,005人（H30から585人減少）

●公判前整理手続期間 8.2月（H30）→ 10.0月

新受人員の推移



公判前整理手続期間の平均の推移



刑事実情調査の結果（中規模の地方裁判所本庁 1 庁とこれに対応する検察庁及び単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情）

公判前整理手続の長期化要因等

事件内容の変化	当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮
①電子メールや防犯カメラ等の客観的証拠の増加 ⇒検察官による証拠開示や弁護人の検討の長期化 ②科学的・専門的知見が問題となる事件 ⇒協力医からの意見の入手や鑑定の採否を巡る検察官・弁護人の意見対立による長期化（責任能力が争点となる事件は、③のとおり長期化しがちであるものの、以前と比べるとブレイクが確立しつつある） ③否認事件や捜査段階で黙秘する事件 ⇒長期化への影響は具体的な争点の所在により差がある（犯人性や責任能力が争点となる場合に長期化しがち）	<証拠開示> ・自白事件ではおおむね円滑に実施 ・否認事件では、必要な証拠の開示を受けるまでの類型証拠開示請求等の繰返しや開示証拠と証拠一覧表との対応関係の確認により長期化する場合あり <争点整理等> ・自白事件では当事者の書面の内容や提出時期に大きな問題なし ・否認事件では、主張内容が概括的・抽象的であるときに長期化する場合あり（ただし、公判前整理手続の目的を意識した上での口頭議論の活用により対応可能な場合あり）

公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等

個々の事件において採られている方策	個々の事件の処理を超えて採られている方策
・起訴後早期の打合せ ・公判期日の仮予約 ・公判前整理手続期日における口頭議論を通じた、事件のポイントや必要となる証拠についての共通認識の形成 ・統合証拠の作成方針についての弁護士と検察官との調整	・法曹三者が意見交換を行う研究会を開催（検察庁内、単位弁護士会内で結果を共有） ・個々の裁判員裁判終了後に当該事件を担当した法曹三者で振り返りを実施 ・裁判所において、高裁管内の他の裁判所との間で、裁判員裁判対象事件の具体的な事例を基に議論 ・単位弁護士会内での研修の充実

新型コロナウイルス感染症の影響

公判前整理手続の長期化への影響	裁判所の対応についての情報共有
・令和 2 年 3 月以降、緊急事態解除宣言まで裁判員裁判の裁判員選任手続期日や公判期日は実施できず ・緊急事態措置の実施期間中も、電話会議により、事件の進行に関する必要な打合せを実施	・裁判所の方針（裁判員非対象事件で迅速に審理を行う必要がある事件については緊急事態措置の実施期間中も期日を実施）を検察庁・単位弁護士会に対し伝達

検証検討会での議論（委員等の意見）

公判前整理手続の長期化要因等

- 事件内容の変化
⇒ 長期化に影響しているが、法曹三者の取組により直ちに対処することは容易ではない
- 当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮
⇒ 否認事件の証拠開示等に課題はあるものの、法曹三者が公判前整理手続の基本的な在り方について一定の共通認識を持ちながら手続に臨んでいることが手続の迅速化に影響
※背景として、裁判員制度の導入を契機とする法曹三者間の議論の活性化、司法研修所の修習指導内容の変化

充実・迅速化に向けた方策等

- 起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約を含め、訴訟関係者が公判前整理手続の早期の段階から適正かつ迅速に手続を進めていくとの意識を持って工夫を重ねることが重要

今後に向けた検討

長期化要因への対応

- 事件内容の変化に対し、法曹三者の取組により直ちに対処することは容易ではなく、引き続き、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の改善により対処することが相当

公判前整理手続の在り方に関する共通認識の形成

- 法曹三者の間で、公判前整理手続の在り方（争点整理に必要な主張書面の内容、ある類型の事件において重要なポイントや必要な証拠など）について共通認識を形成していくことが重要
- 迅速化の意義を認識した上で、個々の裁判員裁判終了時の振り返りや法曹三者による研究会等の場で、公判前整理手続の在り方について、事件類型を意識しつつ具体的に議論し、その結果を各庁・会内で広く共有することが必要

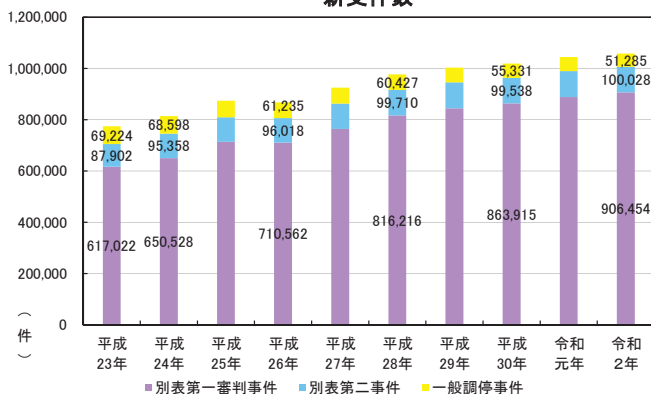
家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概況及び実情等

家事事件及び人事訴訟事件の概況

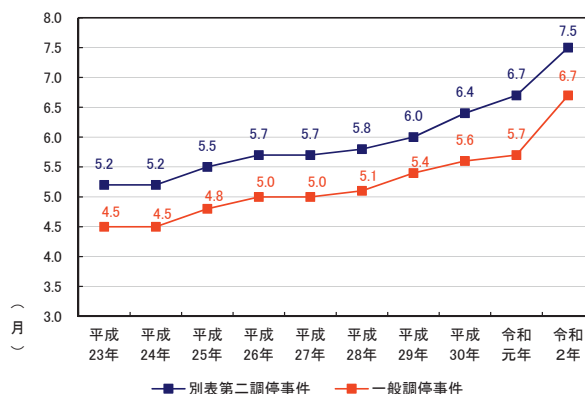
家事事件の概況

- 新受件数
 - ・ 別表第一審判事件（成年後見関係等）：90万6454件
 - ・ 別表第二事件（遺産分割，子の監護等）：10万0028件
 - ・ 一般調停事件（離婚等）：5万1285件
 - 既済件数
 - ・ 別表第一審判事件（成年後見関係等）：90万2467件
 - ・ 別表第二事件（遺産分割，子の監護等）：9万3758件
 - ・ 一般調停事件（離婚等）：4万9267件
 - 平均審理期間
 - ・ 別表第二調停事件：6.4月（H30）→7.5月
 - ・ 一般調停事件：5.6月（H30）→6.7月
- （考えられる長期化要因）
- ① 取下げの割合が減少傾向，（取下げよりも相対的に平均審理期間が長期化傾向にある）調停成立の割合が依然高水準
 - ② （夫婦関係調整調停事件と並行審理されることが多い）婚姻費用分担事件の増加傾向
 - ③ 令和2年については，新型コロナウイルス感染症の影響も

新受件数



平均審理期間

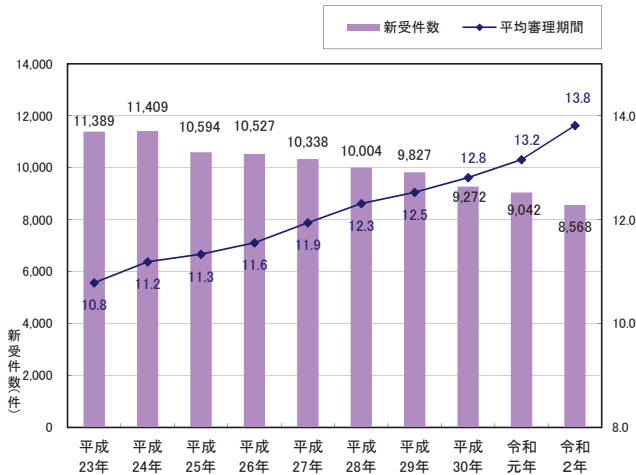


家事事件及び人事訴訟事件の概況

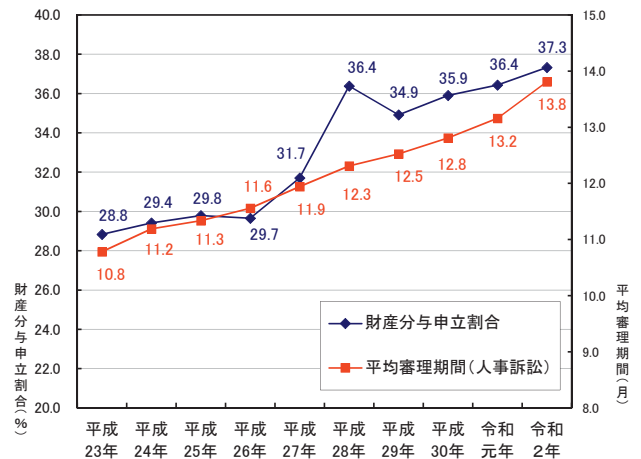
人事訴訟事件の概況

- 新受件数：8568件 ● 既済件数：8157件
- 平均審理期間：12.8月（H30）→13.8月
⇒（考えられる長期化要因）
 - ①財産分与の申立てのある事件の割合が増加傾向⇒資料収集をめぐって審理が難航しがち
 - ②離婚原因について、周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返される傾向

新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）



離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



家事実情調査の結果

（中規模の家庭裁判所本庁1庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情）

新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応

新型コロナウイルス感染症の影響に対する裁判所の対応等

- 調停室・待合室の三密回避 ● 電話会議の活用 ● 期日時間の短縮 ● 期日を午前1枠、午後1枠から午前1枠、午後2枠に
- 期日指定の際の2期日指定

調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題

調停委員による当事者に対する説明、事情聴取、働き掛け等

短時間で効率的かつ充実した調停運営を行うための取組

- 進行イメージの調停委員会内及び当事者との認識共有
- 第1回期日前・期日間準備の充実 ● 評議の充実

当事者に子の利益を意識させるための働き掛けに関する取組

- 関係職種間の連携の重要性 ● 親ガイダンスの有効性

手続代理人の果たす役割の重要性

- 手続代理人による子の利益を最優先にした働き掛けの必要性

調停期日の進行

進行イメージ等の調停委員会内及び当事者との認識共有

- フローチャートの活用 ● 事前評議・書面評議の活用
- ホワイトボードの活用 ● 期日終了時の振り返りの活用

複数の争点がある場合の進行

- 事件類型や当事者のニーズを踏まえた進行
- 婚姻費用分担・養育費が争点となっている場合
⇒ 子の生活の基盤として、新型コロナウイルス感染症の影響により一層早期解決ニーズが高い
⇒ ニーズを踏まえたより効率的・迅速な進行

感染拡大を契機とした調停運営の在り方に関する意識の変化

調停委員

- 自主的紛争解決のための基本的プロセス（傾聴＋共感）
⇒ 家事事件手続法以降、基本的プロセスを大事にしつつ、法的枠組み内での自主的解決を念頭に置いた聴取・調整を意識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、どうすれば短時間で効率的な調停運営を行えるかの意識向上

裁判官

- 調停の本質に立ち返って調停の在り方について議論
- 国民のニーズ（司法的機能の発揮、スピード感ある法的解決）
⇒ 当事者の話に耳を傾けるだけが「傾聴」ではない
⇒ 事案に応じた調停運営の合理化のための工夫が必要
- 家庭内の紛争の適切な解決のために一定の時間を要する事件もあり（子を巡る問題など）

事案に応じたメリハリのある調停運営が必要

弁護士

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした裁判所側の調停運営の在り方の見直しの機運についての実感
- 当事者：調停の過程において十分に言い分を聴いてもらったとの「実感」が重要
⇒ 単に時間をかけて話を聞くというだけではなく、「傾聴」のスキル（うなずき、要約等）が必要

家事情実調査の結果

(中規模の家庭裁判所本庁1庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情)

人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題

人事訴訟事件の審理の現状

- 財産分与の申立ての有無により、要する期日回数が異なっている
- 補正内容が深刻である場合、送達できない場合、移送の場合⇒第1回口頭弁論まで時間を要している

より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例

財産分与申立てにおける開示要求に対する対応

- 裁判官
 - 当事者に対し、一度目の調査嘱託の申立てについては広く採用するが二度目は関連性を厳しく審査すると説明
 - 訴訟代理人が相手方と対立する場合、任意開示が困難⇒長期化しやすい傾向
- 弁護士
 - 調停段階から開示できる資料は積極的に開示
 - 相手方の調査嘱託の申立てについて、迅速な進行のためできる限り同意

人事訴訟を念頭に置いた離婚調停

- 人事訴訟担当裁判官と調停担当裁判官との間で定期的な意見交換を実施し、財産分与の争点について議論⇒一定の効果の実感あり

争点整理の在り方

- 裁判官
 - 裁判所が必要と考える争点についてののみ求釈明
 - 弁護士
 - 裁判所にとっては周辺事情でも、代理人としては主張せざるを得ない場合あり⇒・事案によって陳述書に記載するなどの工夫・主張の関連性・必要性についての裁判官の考えを示してもらえると有益
 - 争点整理の議論⇒・裁判所主導で行ってほしいという意見
- ⇕
- ・代理人から議論を持ちかけることは有益であり、困難ではないという意見
- ⇓
- 人事訴訟の特徴を踏まえた、争点整理の在り方の更なる議論が必要

検証検討会での議論（委員等の意見）

新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応

- 民事事件以上に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中での対応を求められる場面が多い
 - ・同感染症による紛争の発生・拡大・生活に直結し、処理を遅らせるわけにいかない問題（養育費・婚姻費用等）
- 期日の所要時間に目標を設定し、硬直的な運用は避けつつも実践
 - ⇒調停委員等の関係者において、限られた期日の時間の中で何をすべきかという意識が醸成・向上

調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

事案等に応じたメリハリのある調停運営の必要性

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、調停の本質・利点に立ち返り、調停運営の在り方自体を見直そうという家裁の取組について好意的評価
- 事案に応じたメリハリのある調停運営の重要性
 - ⇒個々の事件の内容を具体的にしながらメリハリのつけ方を見極めていくことが必要
 - ⇒裁判所内部のみならず、弁護士（手続代理人）も含めて、議論の深化を期待

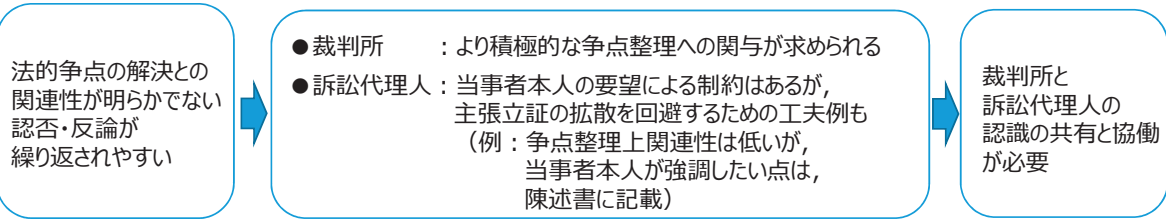
期日の充実化の必要性和課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により期日の所要時間に制約
 - ⇒1回1回の期日の充実化がより一層重要
- 新型コロナウイルス感染症の影響により双方同席説明が困難？
 - ⇒調停委員会と当事者との間における争点等の認識共有の手段を考える必要
- 当事者による自主的紛争解決という観点からも、調停委員が法的見解を伝える際の十分な理由の説明が重要
- 事情聴取：
 - ⇒建設的な合意形成に向けた意識変化を促すような質問・発言をすることも重要
 - ⇒単に「聴く」という傾聴の技法の一側面のみを強調するだけでは、調停委員の役割を小さくしてしまう懸念

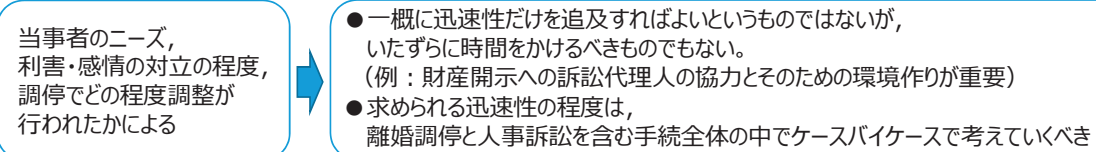
検証検討会での議論（委員等の意見）

人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方



人事訴訟に求められる迅速性の程度



今後に向けた検討

調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

調停委員会内部及び調停委員会と当事者との間の認識共有に関する取組

- 調停委員会内部及び当事者との間の、法的争点の内容に関する認識共有の更なる充実化が必要
- 課題、次回期日以降の協議事項、当事者が検討・準備すべき事項等について、的確な認識共有が必要

当事者に子の利益を最優先に意識させるための働き掛けに関する取組

- 手続代理人・関係職種が連携して、当事者に対し、子の利益を最優先に考えるよう働きかけることが重要

合理的かつ充実したメリハリのある調停運営に関する取組

- 調停の本質・利点に立ち返って、利用者のニーズや生活様式の変化に対応する調停運営の在り方を模索する取組
- 事件の性質・内容、手続の進行段階、当事者の個性や意向・ニーズ、手続代理人の有無等に応じて、メリハリのある調停運営を行う必要
- 調停委員を含めた裁判所の関係職種間、更には弁護士（手続代理人）も含めて、メリハリのある調停運営を実現するための方策について、議論の深化と検討・実践・検証の積み重ねが必要

人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

- 調停及び人事訴訟を併せた手続全体として、当事者の自主的紛争解決に向けた必要十分な働き掛けを行い、迅速かつ適切な紛争解決の実現を目指すことが必要
- 各手続に関与する弁護士（訴訟代理人）を含む各職種においては、離婚事件の特徴（未成年子の利益への重大な影響等）を十分に認識した上で、紛争解決の実現に向けて協働する必要